

# 購買・外注取引基本契約書

佐藤鉄工株式会社（以下「甲」という）と中小受託事業者（以下「乙」という）とは、材料、部品、加工外注製品等（以下「購買品」という）の取引に関する基本的事項について次のとおり契約を締結する。

第一条（基本原則） 甲および乙は購買品の取引に当り、相互利益の尊重の理念に基づき、且つ、信義誠実の原則に従って本契約を履行する。

第二条（適用範囲） 本契約は別に書面による契約がない限り、甲が発注し乙が受注する一切の購買品取引契約（以下「個別契約」という）に適用する。

第三条（個別契約） 個別契約は、甲が乙に注文書により申し込み、乙がこれを承諾することにより成立する。ただし、申込後1週間以内に乙が受注拒否の申し出を行わない場合は承諾とみなす。

2 甲は品名、数量、単価、金額、納期、受渡場所等の内容を前項の注文書、又はこれに付帯する書面に記載して交付する。

第四条（個別契約の変更） 個別契約成立後において契約内容を変更する必要がある場合は、甲は乙に改正注文書類をもって通知するものとする。改正注文書類の効力発生については、前項を準用するが、乙は正当な理由なくして変更を拒否することはできない。

2 前項の変更、解除により乙が損害を被った場合は、その賠償については甲乙協議のうえ決定する。

第五条（請負業務の遂行） 請負業務の遂行にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- 1 乙は、個別契約の履行にあたり、乙自らこれを行うことを原則とし、再下請させるときはあらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、甲の承諾を得て再下請させた場合でも、再下請先での行為につき、乙は甲に対してこの基本契約および個別契約に基づく責任を負うとともに、再下請先および第三者よりの求償等に対し一切の責任を負うものとする。
- 3 乙は、個別契約の履行にあたって、甲から交付された図面、仕様書等に基づいて示された指示を守らなければならない。もし、乙において上記事項の変更の必要を認めた場合は、甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。

第六条（秘密保持） 甲および乙は、相互に基本契約・協定・個別契約（以下「基本契約等」という）により知り得た事項について、基本契約の有効期間中もしくはその終了後といえども厳重に秘密を保持するものとし、事前に書面による相手方の承諾を得ない限り、第三者に漏洩し、または個別契約の履行のため以外に利用してはならない。

第七条（権利・義務の譲渡） 甲および乙は、書面による相手方の承諾を得ない限り、基本契約等により生ずる権利および義務（債権・債務を含む）の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第八条（通知義務） 乙は、個別契約の履行にあたり、工程、出荷、その他の状況を甲の指示に基づき所定の手続により、甲に通知しなければならない。

2 乙は、事業の状況に著しい変動をきたすおそれのあるとき、または、きたしたときは、遅滞なく甲へ通知しなければならない。

3 乙は、乙と乙の従業員との間、または乙の下請人とその従業員との間に争議行為が発生するおそれのあるとき、または発生したときは、直ちに甲に通知しなければならない。

第九条（名義の変更） 乙は、名義、代表者および所在地、資本金等に変更を生じたときは、直ちに所定の手続により甲に届け出なければならない。

第十条（工業所有権） 乙は、個別契約の履行にあたり、第三者の工業所有権等を使用したときは、その使用に関する一切の責を負わなければならない。ただし、第三者の工業所有権等の使用が、甲の指示による場合はこの限りではない。

2 乙は、個別契約の履行にあたり、工業所有権の対象となり得べき発明または考案等を行ったときは、直ちに甲に通知し、甲と協議のうえでの措置を決定する。

3 乙は、個別契約の履行に関して、第三者が工業所有権を取得しようとしていることを探知したときは、これを防止する手段を講じるとともに直ちに甲にその旨通知しなければならない。

第十一条（解約・解除） 甲または乙は、3か月の予告期間をもって、本基本契約を解約することができる。ただし、基本契約を解約した場合においても、現に存在する個別契約については、その完了までなお効力が存続するものとする。

2 乙に下記各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らかの通知催告を要せずして直ちに基本契約および個別契約を解除するとともに、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

- 1 基本契約等に違反したとき。
- 2 期限内に個別契約を履行する見込みがないと甲が判断したとき。
- 3 災害その他止むを得ない事由により個別契約を履行することが困難であると甲が判断したとき。
- 4 監督官庁よりの営業の取消または停止などの処分を受けたとき。
- 5 不渡手形を出したとき、または支払不能の状態に陥ったとき。
- 6 第三者よりの仮処分、仮差押え、差押えなどの強制執行または競売の申立てを受けたとき。
- 7 破産、商法上の整理、和議、会社更生法適用の申立てを行ったとき、または申立てを受けたとき。
- 8 解散を決議し、または他の会社と合併したとき。
- 9 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると甲が判断したとき。

第十二条（個別契約の解除後の措置） 乙は、個別契約が解除された場合は、乙の費用で給貨品を直ちに甲に返還しなければならない。

2 乙は、個別契約が解除された場合に、納入前の目的物または仕掛品について甲から納入の申入れを受けたときは、すみやかに甲に当該目的物または仕掛品を納入するものとする。甲は、納入を受けた目的物または仕掛品について出来高に応じ、甲乙協議した金額を乙に支払うものとする。

第十三条（材料等の支給） 甲は、必要に応じて乙が個別契約の履行に要する原材料、部品等（以下「支給材」という）を、乙に有償又は無償で支給することができる。

2 甲が支給の目的をもって、甲または甲の指定業者から乙に搬入した支給材について、乙は着荷後遅滞なくその明細を示した受領証を甲に交付しなければならない。

3 乙は、支給材を甲との個別契約に定める目的以外に使用してはならない。

4 乙は、支給材受領後遅滞なくこれを点検し、万一不適合を発見した場合は、直ちに甲に通知して甲の指示を受けるものとする。また、個別契約の履行途中において不適合を発見した場合も当該部分の履行を中止して甲の指示を受けるものとする。乙がこれらの措置を講じないために生じた損害は、すべて乙の負担とする。

第十四条（支給材および委託品の所有権） 有償・無償を問わず支給材および委託品の所有権は、すべて甲に所属するものとし、乙はこれを善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

第十五条（支給材の管理） 乙は、支給材を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、所定の用途のみ使用しなければならない。

2 乙は、無償支給材の端材、切粉等の処理については、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、支給材について第三者から差押え、その他処分を受ける等、甲の所有権を侵害する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には支給材が甲の所有に属することを主張証明するとともに、直ちに甲に通知し、その指示に従わなければならない。

4 甲は乙の事業所において、前各項の支給材の管理状況について検査することができるものとする。

第十六条（再支給先への徹底） 乙は、支給材を下請先に再支給するときは当該下請先に第十三条乃至前条の趣旨を徹底し、これを遵守させるものとする。

第十七条（支給材の滅失、毀損） 乙は、甲から支給材の引渡しを受けた後、甲の責に帰すことのできない事由により支給材が滅失、毀損、減量又は変質した場合には、これにより生じた損害について甲に賠償しなければならない。

第十八条（治具・型の処分） 乙は、製品の製造、加工に用いた乙所有の治具・型を廃却、譲渡処分するときは、事前に甲に申し出るとともに、補給部品の製造・加工に支障がないよう配慮するものとする。

第十九条（治具・型の貸与） 甲は、必要な場合には製品の製造・加工に用いる治具・型を乙に貸与できるものとし、貸与に当たっては別除契約を締結する。

第二十条（機械等の貸与） 甲は、必要により、又は乙の依頼により製品の製造・加工に用いる機械、設備等を乙に貸与できるものとし、貸与に当たっては別除契約を締結する。

第二十一条（納入の完了） 個別契約の目的物の納入は目的物の全部（予備品も含む）につき、甲の指示する場所に搬入または所定の措置が終了し、かつ、目的物の搬入とともに提出するものとし、指示された図面、取扱い説明書、検査成績書などを、甲に提出したときに完了したものとする。

第二十二条（受入検査） 甲は受入れを行った製品に対し、甲が定める検査方法により遅滞なく受入検査を実施し、合格と判定したものを検収する。

2 甲は受入検査において不合格があった場合には、その内容を乙に通知する。

第二十三条（不合格の場合の措置） 乙は前条第2項の通知を受けたときは、直ちに甲の定めに従い製品の補修、又は代替品、不足品の納入を行わなければならない。

第二十四条（特別採用） 甲は、乙の申請その他の事由により検査不合格品を特別採用するときは、甲の定める規程に従い値引処理したうえで受入検収することができる。

第二十五条（所有権の移転） 乙が納入した製品の所有権及び危険負担は、第二十二条又は第二十四条の検収完了と同時に乙から甲に移転する。ただし、製品に甲からの支給材が含まれる場合の所有権については第十四条に定める。

2 乙は、甲が乙の事業所において検収した製品について、甲の指示により所定場所に搬入し、引渡しを完了するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとする。

第二十六条（品質保証） 乙は、甲の図面、仕様書等購買文書に従って、納入品の仕様を満足する品質を有することを保証しなければならない。

2 前項の詳細については、別添「品質保証協定書」によるものとする。

第二十七条（製造物責任） 乙は甲に対し、本件購買品につき、製造物責任法第二条第二項に定める「欠陥」が存在しないことを保証しなければならない。

2 甲は、第三者から本件購買品の欠陥に関する損害賠償等の請求を受けた場合は、直ちに乙に対し、請求の概要等を告知し、甲乙協議の上、円滑な解決を図るものとする。

第二十八条 (契約不適合責任) 乙は、甲の検収完了後発見された購買品の不適合について、甲の指示に従いその補修、取替または損害補償等の責に任ずる。

2 前項の詳細については、別添「品質保証協定書」によるものとする。

第二十九条 (発注代金の支払) 第二十一条の定めにより納入が完了した目的物については、甲は、甲の定める支払手続き、および条件に従って乙に代金を支払うものとする。ただし、個別契約において、特別の支払条件を定めているときは、それに従うものとする。

第三十条 (相殺) 甲の乙に対する立替金 (例えば不良による損害補償金) など、乙より支払を受けるべき甲の金銭債権については、その弁済期のいかににかかわらず甲は乙に対して有する一切の債務からいつでも相殺することができる。ただし、有償支給材の代金は、目的物の代金支払時に相殺するものとする。

第三十一条 (協議事項) 基本契約等の規程に関する解釈上の疑義または基本契約等に規程のない事項については、甲乙協議してこれを解決する。

第三十二条 (付帯事項) 基本契約等に関する付帯事項は必要により末尾に添付する。

第三十三条 (管轄裁判所) 基本契約等に関して甲乙間に紛争を生じたときは、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第三十四条 (反社会的勢力) 甲および乙は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団およびその関係団体等 (以下併せて「反社会的勢力」という。) でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないこと、不当介入を受けた場合は断固として拒否することを表明し、保証するものとする。

2 乙は、前項の規定を、自己の委託先 (下請負者) および自己の調達先にも厳守させる。

3 甲および乙は、前2項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

4 甲または乙は、相手方に同条の表明保証に反する事実が発覚 (報道された事を含む。) した場合、何等催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

5 甲および乙は、前4項に基づき甲乙間の契約を解除した場合は、これにより被った被害の賠償を相手方に請求できるものとする。

6 前4項に基づき契約解除された当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができないものとする。

第三十五条 (有効期間) この基本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了30日前までに甲または乙から文書による更改または解約の申入れがないときは、自動的にさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項によりこの基本契約が失効したときといえども、個別契約がなお存続する場合は、この基本契約の規定を適用するものとする。

# 品質保証協定書

第一条 (目的) 本協定は、基本契約第26条および第28条に基づき甲の製品の品質を維持向上させ、また不良品の発生を防止するために甲および乙が実施すべき諸事項を定め、もって甲、乙双方の品質保証体制を確立すると共に、甲の最終ユーザーの満足を得ることによって、甲、乙両社の発展に寄与することを目的とする。

第二条 (保証) 乙は、納入品につき甲が要求する品質を満足し、かつ信頼できるものであることを保証する。

2 乙は、次条により甲が指示する品質仕様書に適合する納入品を製作し、本協定書第6条により甲に提出する検査規格または要領書に従い自主検査を実施のうえ、それに合格したものを甲に納入するものとする。

第三条 (品質仕様) 甲は、基本契約第3条に基づき甲の発行する図面、規格、購入仕様書等により納入品の品質仕様を乙に提示する。

2 乙は、前項より甲が提示した品質仕様につき疑義が生じた場合、又は変更を希望するときは、速やかに甲に申し入れ協議するものとする。

第四条 (品質仕様書) 設計の主体が乙にある納入品のうち甲が指定する納入品については、甲および乙は品質確認項目および確認分担当を明確にするために、必要に応じ品質仕様書(承認図面を含む)を甲に提出のうえ承認を受け、乙はそれに従って納入品を製作するものとする。

第五条 (品質保証責任者) 乙は、納入品に係る乙の関係製造事業所毎に品質保証責任者を選任し、甲に届出するものとする。

第六条 (検査要領書) 乙は、納入品につき甲の指示に従い検査規格または要領書を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、甲が要求した場合には、納入品につき品質管理計画書、その他の資料を作成し、甲に提出の上、甲の承認を受けるものとする。

第七条 (初品管理) 乙は、納入品が次の各号の一つに該当する場合には、当該納入品(以下「初品」という)の初期品質を早期に安定させるため、甲の指示に従い初品管理の要領に基づき実施するものとする。

- 一 甲の新規発注品の場合。
- 二 甲の試作品。
- 三 甲が設計変更または仕様変更した場合。
- 四 甲の特別仕様品。
- 五 乙が製造工程・製造条件を変更した場合。

2 乙は、初品について原則として甲が定める基準に従い、初品検査を実施し検査成績書を添付のうえ、甲に納入するものとする。

第八条 (技術指導) 乙は、甲に対し必要な技術の指導を依頼することが出来る。甲は、可能な範囲において乙の依頼に応ずるものとする。

第九条 (内部品質監査) 甲は、甲が必要と判断した場合にはいつでも乙の事業所において納入品の立入検査を実施し、又は、乙の品質保証体制を監査することができるものとする。

2 前項による甲の監査結果に基づき甲より改善勧告を受けた場合、乙は速やかに改善計画およびその実施結果を甲に報告するものとする。

第十条 (クレーム処置) 引渡完了後に、納入品につき不適合が発生し、又は発見された場合には甲は自ら必要な対策を実施する。ただし、甲が必要と認めた場合には、甲は、乙に人員もしくは資材の提供、その他当該不適合対策の実施に必要な協力を求めるものとし、乙は甲に全面的に協力するものとする。

第十一条 (再発防止) 乙は、乙の責に帰すべき事由により発生した不適合の原因を究明すると共に、甲の指示に従い再発防止のための対策を講じるものとする。

第十二条 (乙の補償責任) 納入品につき発生した不適合が、乙の責に帰すべき事由により発生したと判定された場合には、乙は甲に対しその対策に要した費用を補償するものとする。

2 納入品につき発生した不適合が原因となつて生じた人的又は物的な損害について、乙はその全部又は一部を補償するものとする。

第十三条 (乙の責任範囲) 納入品につき発生した不適合が、次の各号の一に起因する場合には、乙は前条の補償責任を負うものとする。

- 一 納入品の材質上、製造上および荷姿の欠陥によるもの。
- 二 乙の設計上の欠陥によるもの。この場合、乙が提出した承認図を甲が承認した場合でも乙は設計上の責任を免れない。
- 三 乙が納入品を甲の受入検収の後に保管した場合、乙の保管不備又は手入不良によるもの。
- 四 その他乙の責に帰すべき事由による甲が判定したもの。

2 納入品につき発生した不適合が次の各号の一に該当すると甲が判定した場合乙は補償責任を免れるものとする。

- 一 納入品以外の製品の欠陥に起因するもの。
- 二 甲が乙に協議することなく納入品を改造し、又は仕様変更したことに起因するもの。
- 三 製品が最終ユーザーに納入された後に製品の所有者又は使用者が製品を不適切に使用、保管もしくは構造を変更したことに起因するもの。
- 四 甲が乙に支給した材料、部品の欠陥に起因するもの。
- 五 甲が不当な修理を行ったことに起因するもの。
- 六 甲の保管不備又は手入不良によるもの。

第十四条 (クレームの判定) 不適合が乙の責に帰すべき事由により発生したか否か、および乙が甲に補償すべき金額については、甲が判定するものとする。

2 乙が前項の判定に対し異議を申し立てた場合には、甲は乙と協議のうえ、これを決定するものとする。

第十五条 (クレームの区分) 納入品につき発生した不適合を次のとおり区分する。

- 一 製造クレーム 甲が納入品の引渡を受けた後、当該納入品を組み込んだ製品(補給部品の場合には単品の状態)を最終ユーザーに引渡すまでに発生したもの。
- 二 客先クレーム 甲が納入品を組み込んだ製品を甲の最終ユーザーへ引渡した後、甲の製品保証期間が満了するまでに発生したもの。

第十六条 (客先クレームの補償期間) 乙の納入品の甲に対する客先クレームの補償期間は、甲が最終ユーザーに引渡した後12か月間とする。ただし、各部品について別に定めのある場合にはそれに従うものとする。

2 乙は、前項の定めにかかわらず、乙に故意または重大な過失がある場合は前項の期間経過後であっても、甲が最終ユーザーに引渡した後10年間補償責任を負うものとする。

第十七条 (クレーム費算出基準) 本協定第12条および第十三条第1項により、甲が乙に請求するクレーム補償費は次のとおりとする。

- 一 部品費 当該不適合発生部品の取替部品費(ただし、不適合発生時の納入価格とする)
- 二 修理作業 クレーム対策に要した甲の工賃(甲が定める標準工数ならびに標準賃金に基づき甲が定める)
- 三 前項の付帯経費 甲の従業員の出張旅費・宿泊費等

2 甲が乙に対して請求するクレーム費は次の基準による。

- 一 製造クレームの場合 前項第一号および第二号の合計額
  - 二 客先クレームの場合 前項第一号および第三号迄の合計額(ただし、クレームが海外で発生した場合には、必要部品を輸送するための梱包費・輸送費を付加する)
- 3 本協定事項第十二条第2項の損害が生じた時は、その損害額を前項のクレーム費に付加する。

第十八条 (クレーム部品の処置) 甲は、原則として、クレーム部品の乙に返却する。

2 甲は、前項にかかわらず次のような場合は、乙への当該クレーム部品の返却をしない場合がある。

- 一 乙が、返却を要しない旨の意思表示をした場合。
- 二 当該クレーム部品の取外し、回収が困難なもの、その他これに準ずる諸事情がある場合。

3 前項1項の返却に要する梱包費および輸送費等は、乙の負担とする。

第十九条 (クレーム補償の個別覚書) 乙が客先クレーム対策を講ずる場合は、またはその他乙のクレーム補償につき特別の定めをする必要があると甲が認めた場合には、甲および乙は、別途クレーム補償の個別覚書を締結することができる。

第二十条 (異議の申し立て) 乙は、甲の損害賠償の請求内容に異議がある時は、遅滞なくその旨を甲に申し出るものとし、その申し出があった先は、甲は乙と協議のうえこれを決定するものとする。

第二十一条 (協力) 乙は、甲が行う販売、サービス、補給部品に関する資料の作成又は教育に関し、甲の要請に応じ協力するものとする。

第二十二条 (甲による補償) 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には乙に対し、補償する責に任ずる。

- 一 甲が乙に提示した図面の不備により乙が損害を蒙ったと甲が認めた場合。
- 二 乙が加工期間中に甲が図面を変更し、乙が予定外作業を行った場合。
- 三 甲が乙に支給した材料の欠陥により乙が予定外作業を行った場合。

第二十三条 (期間) 基本契約が終了した後であっても、納入品に関する乙の保証期間が満了する迄の間、当該納入品につき本協定は効力を有するものとする。

第二十四条 (協議) 本協定に定めのない事項が発生し、又は本協定の内容に疑問が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

第二十五条 (本協定の効力) 本協定の発効前に既に甲に納入済のものを含め納入品の品質保証およびクレーム処理については本協定に従い処理するものとする。